

# 未支給年金 お手続きガイド

## 手続きに必要な要件などのご確認

未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

## 年金の受取り内容のご確認

未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。

## 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

[必要書類リスト](#)

## 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

[説明事項のご確認](#)

黄緑

余白

# 未支給年金 お手続きカード



## 手続きに必要な要件などのご確認

未支給年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

➔ お手続きカードNo.1



## 年金の受取り内容のご案内

未支給年金の受取り内容などをご確認いただきます。

➔ お手続きカードNo.2



## 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

➔ 必要書類リスト

➔ お手続きカード  請求書等記入例



## 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

➔ 説明事項のご確認

➔ お手続きカードNo.3

# – 目次 –

カード No.	タイトル	説明の対象者（例）	概要
1	年金を受け取るための要件	●全ての者	■遺族の要件 ■亡くなった方の要件 ■生計同一関係の認定要件
2	受取り内容	●全ての者	■亡くなった方が年金を受け取っていた場合 ■亡くなった方が年金を請求していなかった場合
3	請求後の流れ	●請求書を提出した者	■年金の決定と受取り

# No.1-1 年金を受け取るための要件

## ✓ 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方と生計を同じくしていた次の遺族に限られています。



順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹
7	上記以外の 3親等内の親族

- 未支給年金を受ける順位は、1～7の順です。未支給年金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- 未支給年金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした未支給年金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。
- 遺族の年齢制限はありません。
- 該当する遺族がない場合は、「死亡届」のみ提出ください。

➔ 遺族の範囲

## ✓ 亡くなった方の要件

死亡日において、亡くなった方が次のいずれかに該当するときに、遺族が受け取ることができます。

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 年金を受け取る前に亡くなったとき                  |
| 2 | 年金（※）を受け取る権利はあったが、請求しないうちに亡くなったとき |

※ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金

➔ 未-No.2

# No.1-2 年金を受け取るための要件

## ✓ 生計同一関係の認定要件

### 1. Aが配偶者または子

生計同一  
要件  
いずれか

- ① 死亡日においてAが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてAが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてAと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
  - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
  - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
    - (i) Aから死亡者に対して、または死亡者からAに対して、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていたこと
    - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

### 2. Bが父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはその他の3親等内の親族

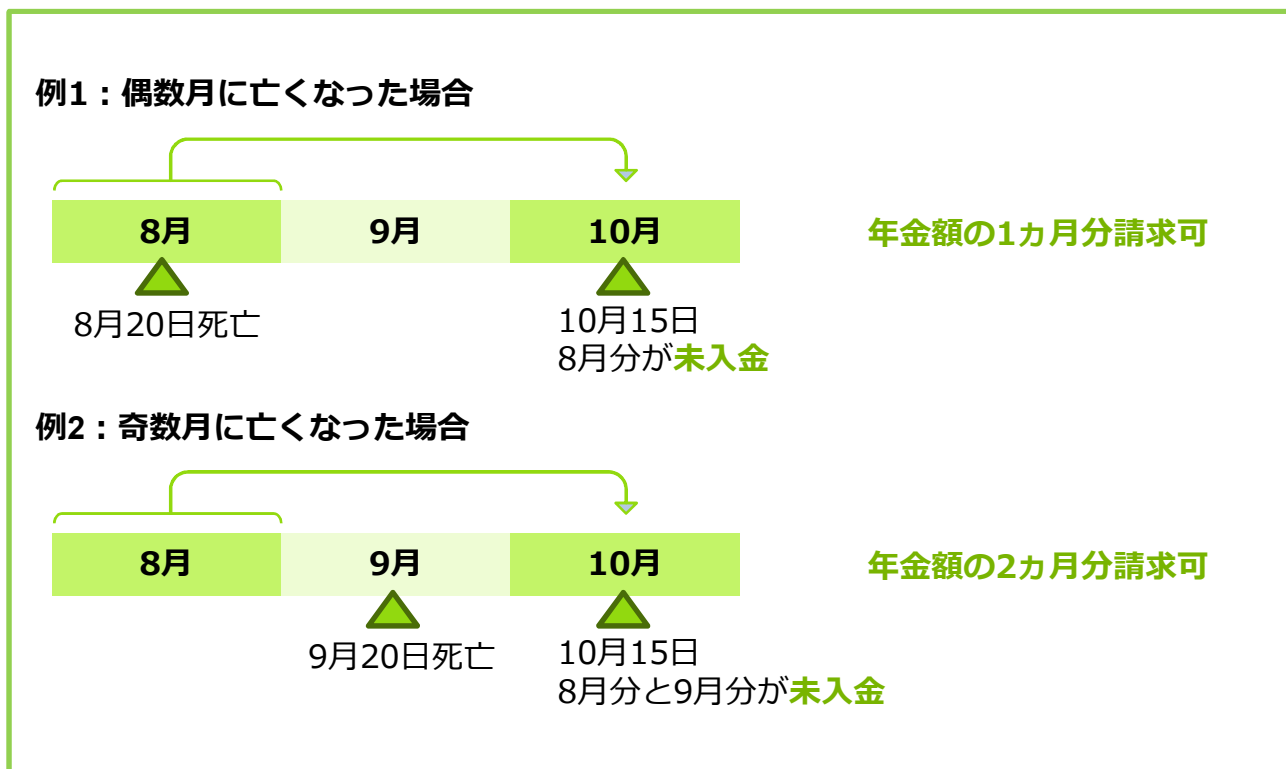
生計同一  
要件  
いずれか

- ① 死亡日においてBが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてBが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてBと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
  - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
  - イ Bから死亡者に対して、または死亡者からBに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるとき

# No.2-1 受取り内容

## ☑ 亡くなった方が年金を受け取っていた場合

亡くなった方が受け取っていた年金額や亡くなった時期などにより、受け取れる年金額が異なります。



年金受給者が亡くなった場合には、市区町村窓口や日本年金機構への死亡届などの提出のほか、**金融機関へのお手続きも必要**となります。

## 亡くなった方が年金を請求していなかった場合

亡くなった方が年金を請求していなかった場合には、以下の年金を受け取ることができる可能性があります。  
この場合には、未支給年金の請求とあわせて、亡くなった方の年金請求のお手続きも必要となります。

### 1. 老齢基礎年金

国民年金保険料を10年以上納付した方などが65歳から受け取ることができる年金です。

 **老齢**

### 2. 障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日がある病気・けがが原因で障がい者になったときに受け取ることができる年金です。

 **障害**

### 3. 遺族基礎年金

一定の要件を満たした方が亡くなった場合に、遺族が受け取ることができる年金です。

 **遺族**

### 4. 寡婦年金

一定の要件を満たした夫が死亡した場合、10年以上婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）のあった妻が、60歳以上65歳未満の間で受け取ることができる国民年金独自の年金です。

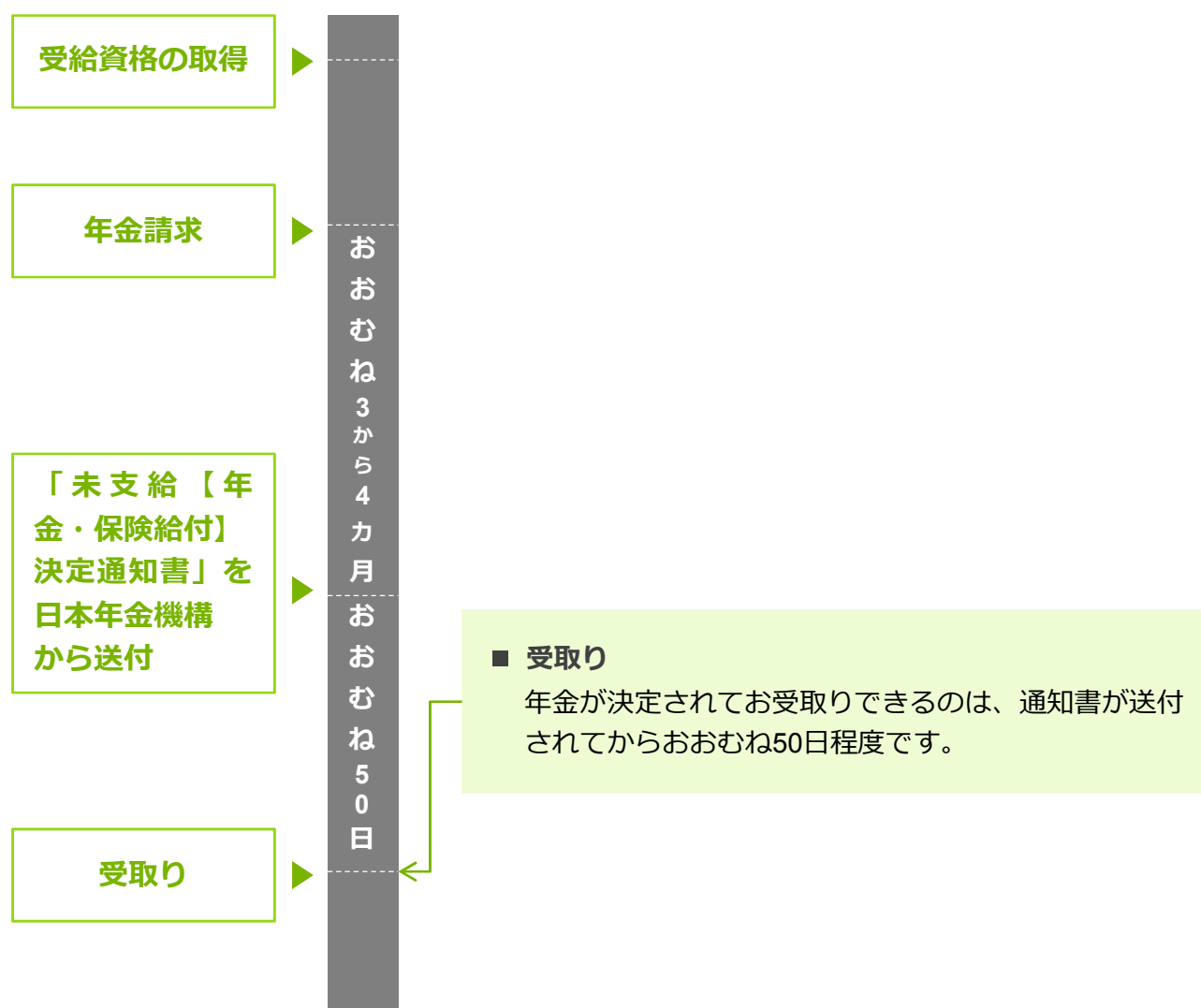
 **寡婦**



# No.3-1 請求後の流れ

## ✓ 年金の決定と受取り

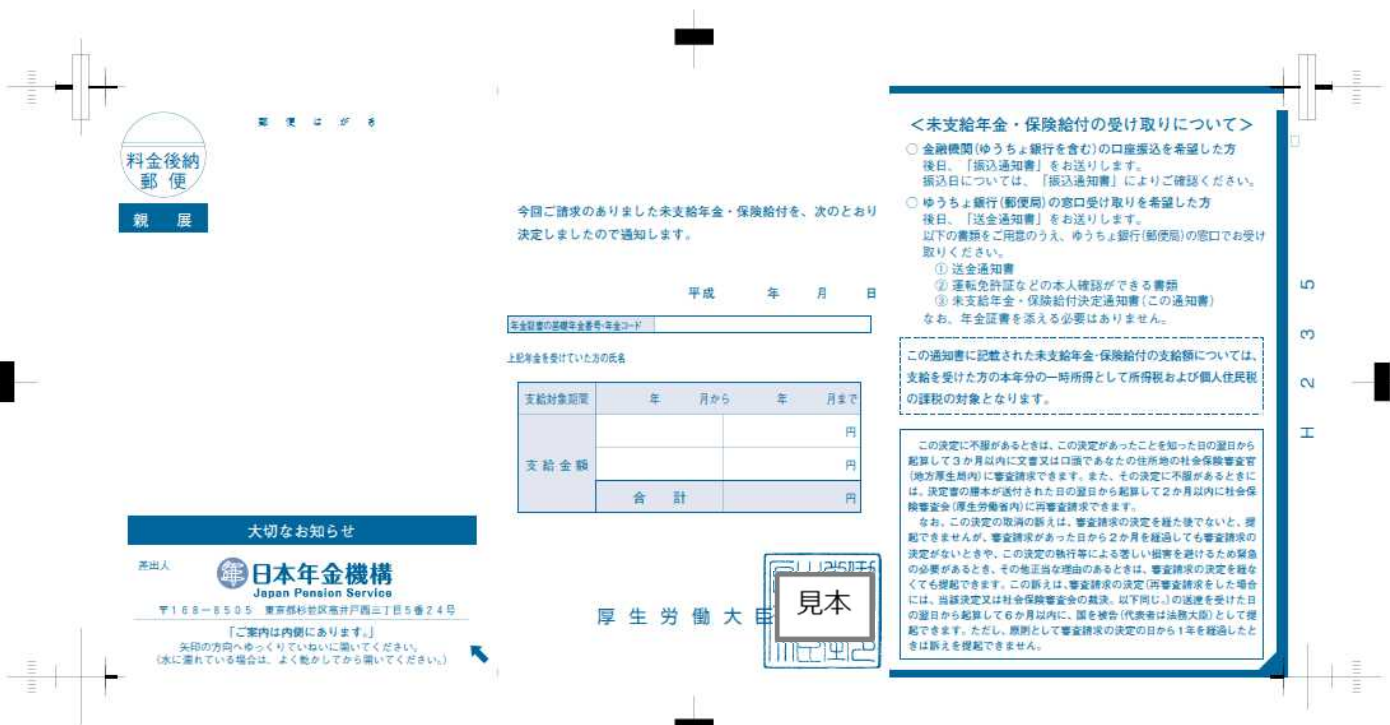
年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。なお、受給要件に該当しなかった場合には「不該当通知書」が送付されます。



受け取れる年金額は「未支給【年金・保険給付】決定通知書」で確認できます。

# No.3-2 請求後の流れ

## ● 未支給【年金・保険給付】決定通知書

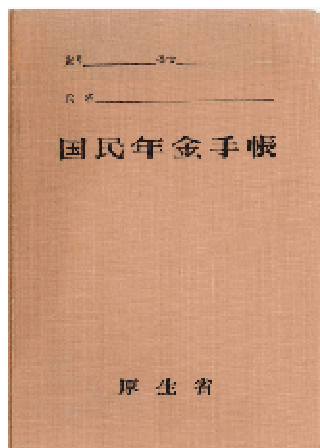




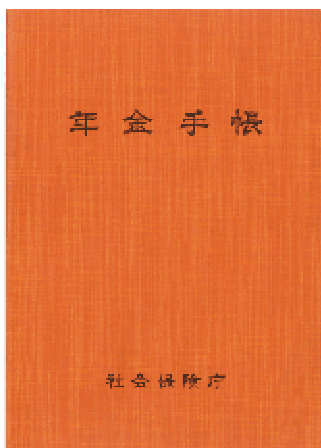
# 請求書等記入例 – 必要書類を含む –

## 必ず提出・添付するもの

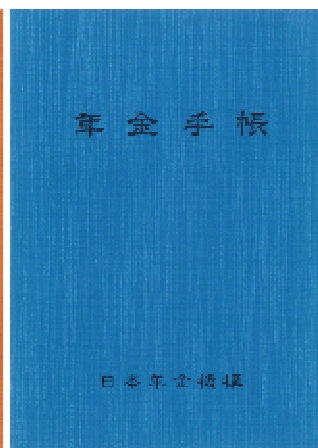
- 未支給【年金・保険給付】請求書
- 亡くなった方の年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>



<現在交付している年金手帳>



- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 生計同一の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯全員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）



## 請求書等記入例 – 必要書類を含む –

### 生計同一関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書
- 事実婚関係に関する申立書

### 第三者証明に代わる書類

- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 給与簿または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- 定期的に送金されていたことのわかる現金封筒または預貯金通帳等 ※定期的に送金がある場合

### その他

- 委任状 ※請求者本人が署名押印したもの
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要



# 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

## 未支給【年金・保険給付】請求書記載例

様式第514号

### 国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 未支給【年金・保険給付】請求書

二次元コード

45 46 48

死亡した受給権者

① 個人番号(または基礎年金番号)および年金コード  
9 9 9 9 1 2 3 4 5 6 1 2 1 1 5 0

② 生年月日  
明治・大正 昭和 平成 1 0 年 0 6 月 0 3 日

③ (フリガナ) 氏名  
ネンキン タロウ  
氏名 (氏) 年金 (名) 太郎

④ 死亡した年月日  
昭和・平成 3 0 年 0 4 月 0 2 日

死亡された方

◎「記入上の注意」などをよく読んでから記入してください。  
◎個人番号または基礎年金番号・年金コードが不明なときは、年金事務所の窓口でご相談ください。  
◎「※」印欄は、記入しないでください。

死亡した方が共済組合等で支給する共済年金を受けている場合で、併せて未支給年金(未済の給付)の請求を行う場合は、右欄に☑を行ってください。

請求される方

① (フリガナ) 氏名(氏) 年金 花子 妻

② 郵便番号 1 6 8 - 8 5 0 5

③ 電話番号 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0 0

④ (フリガナ) ※住所コード 住 所 スギナミ タカイドニシ 杉並区 高井戸西3-5-24

⑤ 年金受取機関 (フリガナ) 年金 花子

⑥ 1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 口座名義人氏名 年金 花子

2. ゆうちょ銀行(郵便局)

年金送金先

金融機関コード ABC 支店コード 高井戸 預金種別 普通 口座番号(左詰めで記入) 3 2 1 4 5 6 7

ゆうちょ銀行 貯金通帳の口座番号 金融機関またはゆうちょ銀行の証明 ※ 記号(左詰めで記入) 番号(右詰めで記入) ABC銀行

請求される方

⑦ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような人がいましたか。

配偶者	子	父	母	孫	祖父	祖母	兄弟姉妹	その他3親等内の親族
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

⑧ 死亡した方が三共済(JR、NTT、JT)・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合に記入してください。

死亡者からみて、あなたは相続人ですか。(相続人の場合には、続柄についても記入してください。)

はい・いいえ (続柄)

⑨ 備考

別世帯の方で、配偶者または子が請求される方

⑩ 別世帯となっていることについての理由書  
(請求者が配偶者または子の場合であって、住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき)  
上記の請求者は、受給権者の死亡当時、次の理由により住民票上世帯を別にしていたが、その者と生計を同じくしていたことを申立します。(該当の理由に○印をつけてください)

請求者氏名

理由 1. 同じ住所に二世帯で住んでいたため。  
2. その他

死亡した受給権者と請求者の住所が住民票上異なっているが、生計を同じくしていた場合は「別居していることについての理由書」などが必要となります。(用紙は「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所などに問い合わせてください)  
詳しくは1ページの未支給【年金・保険給付】請求書の「この請求書に添えなければならない書類」をご覧ください。

市区町村 受付年月日

実施機関等 受付年月日

平成 30年 4月 14日 提出

年金事務所記入欄

※遺族給付同時請求 有( )無( )

※死亡届の添付 有( )無( )



# 請求書等記入例 – 必要書類を含む –

## 年金受給権者死亡届（報告書）記載例

様式第515号

届書コード	処理区分コード	届書	国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 年金受給権者死亡届(報告書)														
8	5	0	1	※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は、左詰めでご記入ください。													
死亡した受給権者	① 個人番号(または基礎年金番号)および年金コード	個人番号(または基礎年金番号)										年金コード (複数請求する場合は右の欄に記入)	5	3	5	0	
	② 生年月日	9	9	9	9	1	2	3	4	5	6	1	2	1	1	5	0
	⑦ (フリガナ)氏名	ネンキン 年金 (氏)										タロウ 太郎 (名)					
	③ 死亡した年月日	昭	和	・	成	3	0	年	0	4	月	0	7	日	送信		

届出者	④ (フリガナ)氏名	ネンキン 年金 (氏)										ハナコ 花子 (名)			⑤ 続柄	妻	※続柄			
	⑥ 未支給無	⑦ 郵便番号										⑧ 電話番号								
	⑥ 未支給無	1	6	8	—	8	5	0	5	000-0000-0000										
	④ (フリガナ)住所	※住所コード										スギナミ 杉並 (市区)						タカイドニシチョウ 高井戸西町3-5-24		

- 未支給の年金・保険給付を請求できない方は、死亡届（報告書）のみ記入してください。
- 死亡届のみを提出される方の添付書類
  - 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類  
(個人番号(マイナンバー)が収録されている方については不要です)
    - ・住民票除票(コピー不可)
    - ・戸籍抄本
    - ・死亡診断書(コピー可) などのうち、いずれかの書類
  - 死亡した受給権者の年金証書  
年金証書を添付できない方は、その事由について以下の項目に○印を記入してください。

(事由)

<input checked="" type="radio"/>	ア	廃棄しました。	( 30 年 4 月 8 日 )
<input type="radio"/>	イ	見つかりませんでした。今後見つけた場合は必ず廃棄します。	
<input type="radio"/>	ウ	その他 ( )	

⑨ 備考	
------	--

市区町村  
受付年月日

実施機関等  
受付年月日

平成 30年 4月 15日 提出
年金事務所記入欄
※遺族給付同時請求 有(○)・無
※未支給請求 有(○)・無





## 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子

別紙2

### 生計同一関係に関する申立書

#### 1 別世帯になっていた理由

※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入

---

---

---

---

---

---

#### 2 同居についての申立（別居していたことの理由）

※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入

---

---

---

---

---

---

#### 3 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

㊧ 上記㊦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 \_\_\_\_\_ 回程度）

㊨ 経済的援助の内容

---

---

---

---

---

---



## 請求書等記入例 – 必要書類を含む –

### 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子である場合）

#### 4 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ 音信の手段（ \_\_\_\_\_ ）

㊧ 訪問回数（年・月・週 約 \_\_\_\_\_ 回程度）

㊨ 音信・訪問の内容

---

---

---

---

---

---

#### 5 生計同一関係にあったことの申立

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私は、下記㊩の者と、生計を同じくしておりました。

##### ① 請求者の住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊰ ※本人自署の場合には押印省略可能

##### ② 受給権者（被保険者、被保険者であった者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_（①との続柄： \_\_\_\_\_）

#### 6 第三者による証明欄

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記 ① ～ ⑤ の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊰ ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿





## 事実婚関係に関する申立書

遺族年金 未支給 一時金

事実婚 別紙5

### 事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

**1** 別世帯になっていた理由

※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入

---

---

---

---

---

**2** 同居についての申立（別居していたことの理由）

※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入

---

---

---

---

---

**3** 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

㊧ 上記㊦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 \_\_\_\_\_ 回程度）

㊨ 経済的援助の内容

---

---

---

---

---



# 請求書等記入例 – 必要書類を含む –

## 事実婚関係に関する申立書

### 4 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ 音信の手段 ( )

㊧ 訪問回数 (年・月・週 約 \_\_\_\_\_ 回程度)

㊨ 音信・訪問の内容

---

---

---

---

---

### 5 婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいたことの申立

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私は、下記㊩の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って、夫婦としての共同生活を営んでいたため、生計を同じくしておりました。

㊪ 請求者の住所、氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊫ ※本人自署の場合には押印省略可能

㊬ 配偶者の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### 6 第三者による証明欄

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記 1 ～ 5 の事実と相違ないことを証明します。

また、私は上記㊪及び㊬の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊫ ※本人自署の場合には押印省略可能

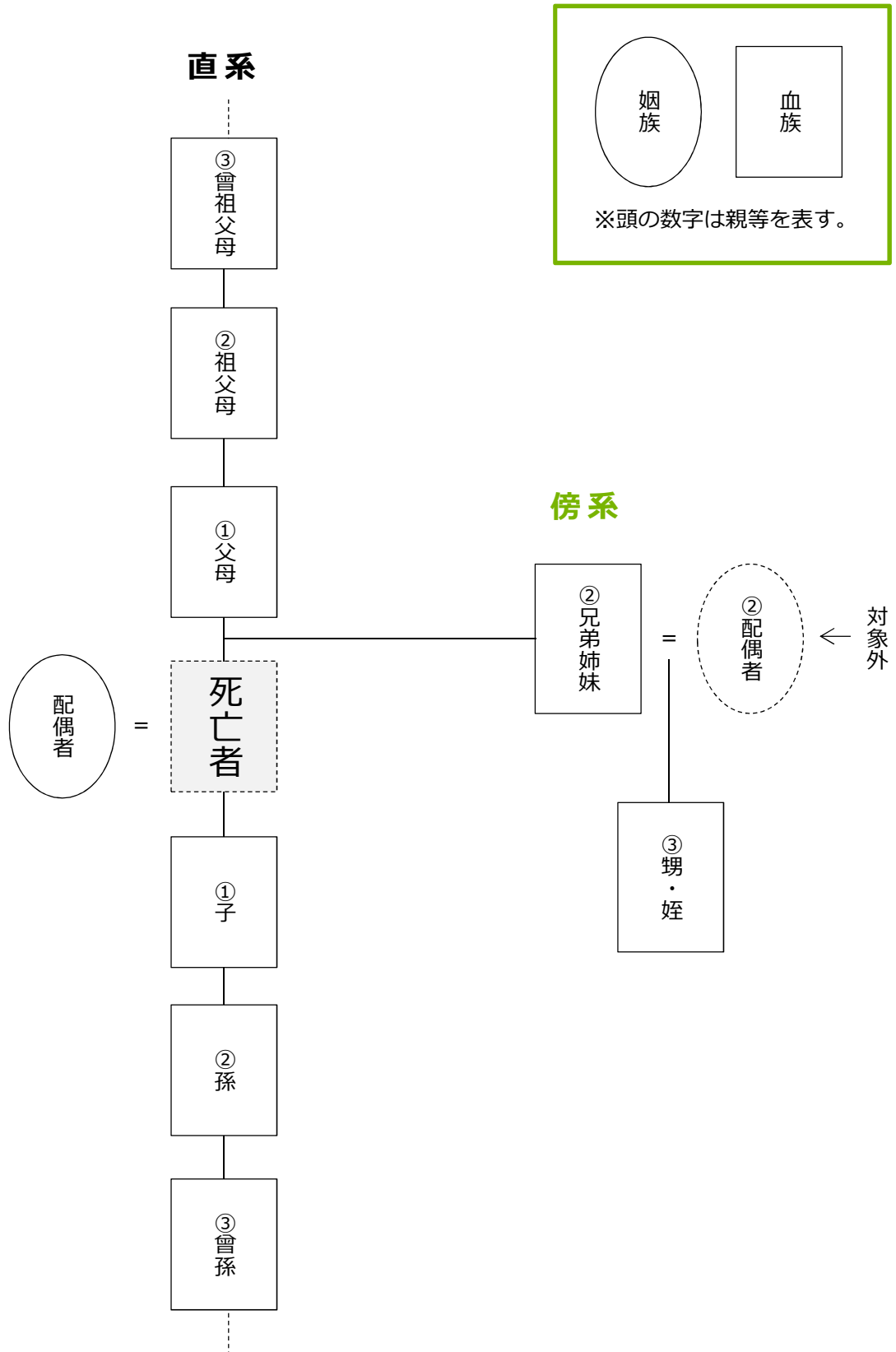
日本年金機構理事長 殿



# — 法定相続人の範囲 —

※ 配偶者は常に相続人となる。

- 第1順位：直系卑属 (子、孫、曾孫など)
- 第2順位：直系尊属 (父母、祖父母、曾祖父母など)
- 第3順位：兄弟姉妹



# － 年齢早見表 － (平成30年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和3	1928	90
昭和4	1929	89
昭和5	1930	88
昭和6	1931	87
昭和7	1932	86
昭和8	1933	85
昭和9	1934	84
昭和10	1935	83
昭和11	1936	82
昭和12	1937	81
昭和13	1938	80
昭和14	1939	79
昭和15	1940	78
昭和16	1941	77
昭和17	1942	76
昭和18	1943	75
昭和19	1944	74
昭和20	1945	73
昭和21	1946	72
昭和22	1947	71
昭和23	1948	70
昭和24	1949	69
昭和25	1950	68
昭和26	1951	67
昭和27	1952	66
昭和28	1953	65
昭和29	1954	64
昭和30	1955	63
昭和31	1956	62
昭和32	1957	61

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和33	1958	60
昭和34	1959	59
昭和35	1960	58
昭和36	1961	57
昭和37	1962	56
昭和38	1963	55
昭和39	1964	54
昭和40	1965	53
昭和41	1966	52
昭和42	1967	51
昭和43	1968	50
昭和44	1969	49
昭和45	1970	48
昭和46	1971	47
昭和47	1972	46
昭和48	1973	45
昭和49	1974	44
昭和50	1975	43
昭和51	1976	42
昭和52	1977	41
昭和53	1978	40
昭和54	1979	39
昭和55	1980	38
昭和56	1981	37
昭和57	1982	36
昭和58	1983	35
昭和59	1984	34
昭和60	1985	33
昭和61	1986	32
昭和62	1987	31

和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和63	1988	30
昭和64/ 平成元	1989	29
平成2	1990	28
平成3	1991	27
平成4	1992	26
平成5	1993	25
平成6	1994	24
平成7	1995	23
平成8	1996	22
平成9	1997	21
平成10	1998	20
平成11	1999	19
平成12	2000	18
平成13	2001	17
平成14	2002	16
平成15	2003	15
平成16	2004	14
平成17	2005	13
平成18	2006	12
平成19	2007	11
平成20	2008	10
平成21	2009	9
平成22	2010	8
平成23	2011	7
平成24	2012	6
平成25	2013	5
平成26	2014	4
平成27	2015	3
平成28	2016	2
平成29	2017	1

# － 年齢早見表 － (平成29年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和2	1927	90	昭和32	1957	60	昭和62	1987	30
昭和3	1928	89	昭和33	1958	59	昭和63	1988	29
昭和4	1929	88	昭和34	1959	58	昭和64/ 平成元	1989	28
昭和5	1930	87	昭和35	1960	57	平成2	1990	27
昭和6	1931	86	昭和36	1961	56	平成3	1991	26
昭和7	1932	85	昭和37	1962	55	平成4	1992	25
昭和8	1933	84	昭和38	1963	54	平成5	1993	24
昭和9	1934	83	昭和39	1964	53	平成6	1994	23
昭和10	1935	82	昭和40	1965	52	平成7	1995	22
昭和11	1936	81	昭和41	1966	51	平成8	1996	21
昭和12	1937	80	昭和42	1967	50	平成9	1997	20
昭和13	1938	79	昭和43	1968	49	平成10	1998	19
昭和14	1939	78	昭和44	1969	48	平成11	1999	18
昭和15	1940	77	昭和45	1970	47	平成12	2000	17
昭和16	1941	76	昭和46	1971	46	平成13	2001	16
昭和17	1942	75	昭和47	1972	45	平成14	2002	15
昭和18	1943	74	昭和48	1973	44	平成15	2003	14
昭和19	1944	73	昭和49	1974	43	平成16	2004	13
昭和20	1945	72	昭和50	1975	42	平成17	2005	12
昭和21	1946	72	昭和51	1976	41	平成18	2006	11
昭和22	1947	70	昭和52	1977	40	平成19	2007	10
昭和23	1948	69	昭和53	1978	39	平成20	2008	9
昭和24	1949	68	昭和54	1979	38	平成21	2009	8
昭和25	1950	67	昭和55	1980	37	平成22	2010	7
昭和26	1951	66	昭和56	1981	36	平成23	2011	6
昭和27	1952	65	昭和57	1982	35	平成24	2012	5
昭和28	1953	64	昭和58	1983	34	平成25	2013	4
昭和29	1954	63	昭和59	1984	33	平成26	2014	3
昭和30	1955	62	昭和60	1985	32	平成27	2015	2
昭和31	1956	61	昭和61	1986	31	平成28	2016	1

# － 年金請求窓口のご確認ほか －

## 年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が、受け取っていた年金の種類によって、年金請求窓口は以下のようになっています。

亡くなられた方が受給していた年金の種類	請求窓口
老齢基礎年金	年金事務所
障害基礎年金	当市区町村窓口
遺族基礎年金	当市区町村窓口
寡婦年金	当市区町村窓口

## 年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

余白





# 請求書等記入例 – 必要書類を含む –

## 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外

別紙3

### 生計同一関係に関する申立書

#### 1 同居についての申立

※①と②は同居していたが住民票上の住所が異なっていた場合には記入

---



---



---



---



---



---



---



---

#### 2 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

㊧ 上記㊦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 \_\_\_\_\_ 回程度）

㊨ 上記㊦で「あり」の場合にはその金額（年・月 約 \_\_\_\_\_ 円程度）

㊩ 経済的援助の内容

---



---



---



---



---



---



---



---



## 請求書等記入例 – 必要書類を含む –

### 生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

#### ③ 生計同一関係にあったことの申立

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

私は、下記②の者と、生計を同じくしておりました。

##### ① 請求者の住所・氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ ※本人自署の場合には押印省略可能

##### ② 受給権者（被保険者、被保険者であった者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (①との続柄： \_\_\_\_\_ )

#### ④ 第三者による証明欄

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

上記 ① ~ ③ の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿